

カサブランカ居宅介護支援事業所 運営規程

<事業の目的>

在宅の要介護者等が介護保険から給付される居宅サービス等を適切に利用できるよう、要介護者等の依頼をうけて、利用するサービスの種類・内容等を定めた居宅サービス計画の作成、居宅サービス事業等との連絡調整や、介護保険施設への紹介等（居宅介護支援サービス）を行うことを目的とする。

<運営方針>

要介護者となった場合でも可能な限り居宅において、能力に応じ自立した日常生活を営み、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が公平中立に介護支援サービスの提供を行わなければならない。

<事業所の名称>

- 一、名称 カサブランカ居宅介護支援センター
- 二、住所 兵庫県明石市大久保町八木6-4-2-6

<職員職種・員数及び職務内容>

- 一、管理者 1名 管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二、介護支援専門員1名以上 利用者や家族と面接しアセスメントしケアプランを作成
実施状況や利用者の状態などを観察一定期間ごとに見直しをはかる。

<営業日及び営業時間>

- 一、営業日 月曜日～金曜日（祭日含む） 12月30日～1月3日休業
- 二、営業時間 8：00～17：00

<指定居宅介護支援の提供方針・内容及び利用料その他の費用の額>

（利用者の相談を受ける場所、課題分析の手順）

- 一、利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室とする。
- 二、使用する課題分析票の種類は、全社協ガイドライン
- 三、あらかじめ利用申込者又は、ご家族に、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望を基礎として作成されるものであることを説明し、重要事項を文書で説明し、利用料等の同意を得た上で、居宅介護支援の提供を開始する。

明石市 10.18円 神戸市西区 10.30円 稲美町・播磨町 10.00円

<通常の事業の実施区域>

明石市 神戸市西区 稲美町 播磨町

<研修の確保>

介護支援専門員等の資質を図るために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務退体制を整備する。

- 一、採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二、継続研修 年3回

<秘密の保持>

- 一、従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 二、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

<その他>

この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は(有)エイプラスアールと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成17年5月1日から施工する。

この規定は、平成20年7月1日から施工する。